東京都担当確認年月日
 令和元年12月25日

 東京都作業部会確認年月日
 令和元年12月25日

事業名 フリート (乗用車)・バス等車両費

案件名 トヨタからの車両等の調達

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の 考え方に基づくもの であること		 本件は、開催都市契約大会運営要件に記載されており、大会関係者へ輸送サービスを提供するために必要な事業である。 経費負担の基本的な考え方は、平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであり、メディア分を除くパラ経費の組織委員会2:国1:都1である。 	
事業の執行に当たり、 大会運営を担う組織 委員会が一括して執 行した方が効率的、効 果的であること		 開催都市契約大会運営要件に基づき、大会運営の一環として行う事業であることから、運営主体である組織委員会が一括して執行することが効率的、効果的である。 組織委員会が一括して実施することで、関係各部門との横断的な調整が可能であり効率的である。 	
経費の内容等 が必要性(必要 な内容、機能か など)、効率性 (適正な規模、 単価かなど)、 納得性(類似の ものと比較し	必要性	本事業は、大会関係者へ輸送サービスを提供するために、必要な事業である。円滑な運用を実現し、大会関係者を競技会場へ確実に輸送するために、必要な事業である。	
		仕様及び数量は、過去大会の実績や各ステークホルダーとの調整結果を反映して設定している。綿密な調整により車両台数を設定するなど、発注内容の精査を行うことで経費削減について配慮していることを確認した。	
て相応かなど) 等の観点から 妥当なもので あること	納得性	 設定した単価が、市場価格と乖離がないか一般価格との比較を実施した。 組織委員会から提示された仕様書、詳細仕様書、内訳書を確認し、納得性があると判断した。 なお、フリート車両に係る費用について、市場価格の妥当性確認のため、調達開始前までに説明をお願いしたい。 	
その他経費の内容等 が公費負担の対象として適切なものであること		 ★会運営の一環として行う事業であることから、メディア分を除くパラ経費については公費負担の対象として適切である。 全体としては、予算内での執行を行うことについては確認しているが、現時点では、水素自動車 (FCV) 及び電気自動車 (PHV) の車両費については、経費負担割合が調整事項となっているため、調整が整うまでは全額組織委員会負担とする。 フリート車両に係る費用について、価格の妥当性が確認できるまでは全額組織委員会負担とする。 これらを含めて、事後的にも大会経費の都の枠内であることを確認することとする。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費 の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。